

令和4年度 第1回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和4年度第1回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和4年4月28日(火) 14:00~14:25	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 9 小原 正清		
欠席委員	7 中福 留美 8 久保田 守		
出席者 総 数	出席委員 7名 欠席委員 2名		
事 務 局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 兼平 美樹 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕 書 記 井上 翼		
傍 聴 者	なし		
議 事 録 署名委員	5番 川尻 一行 6番 田中 正彦		
提出議題	議事  諸報告  議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 空き家付き農地指定登録申請について 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について  協議事項		

## 1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、只今から令和4年度第1回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、出席者数9名中、欠席者2名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、お世話になります。本日は、令和4年度の第1回目の総会となり、この後に行われる合同会議に、副市長、産業部長、広島県の芝原参事をお迎えして開催されます。長時間に渡り、お忙しい時間を頂戴しておりますが、御協力の程、よろしく申し上げます。詳しいことは、この後の合同会議でお話しさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、小原会長よろしく申し上げます。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては5番の川尻委員と6番の田中委員を指名させていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、兼平、佐山、久保、井上の5名を指名いたします。

## 3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かございますか。

兼平書記 本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請について。

2つ目は、空き家付き農地指定登録申請について。

3つ目は、農用地利用集積計画の決定についてです。以上です。

議 長 日程第4の議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してもらいます。

兼平書記 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和4年4月28日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、A、譲受人、B。

所在地、沖美町●●字○○○の2筆。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「高齢で農地の適正な管理が困難なため、営農を行っている譲受人に有償で譲り渡す。」

譲受人は「柑橘を耕作しながら養蜂を行うため、農地を有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 川尻委員、お願いします。

川尻委員 現地確認を行いました。当日、農地の所有者立会っていただき、別に問題はありません。よろしくお願いします。

議長 他に質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号2、譲渡人、C、譲受人、D。

所在地、大柿町●●字○○、1筆。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該地と隣地にある住宅物件と一緒に売却したいため、市の空き家バンクに登録していた。今回、譲受人と売買について合意が得られたため、有償で譲り渡す。」

譲受人は「茨城県から江田島市へ移住する計画があり、空き家付き農地の物件を探していた。譲渡人と当該物件の売買について合意が得られたため、有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

村上委員 現地確認を行いました。問題ありません。よろしくお願いします。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することについて賛成の方の挙手を求めます。

委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とさせていただきます。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	<p>番号3と番号4は、関連した案件ですので合わせて説明します。</p> <p>番号3、譲渡人、E、譲受人、F。</p> <p>所在地、能美町●●字○○。</p> <p>申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人と交換した土地の登記ができていなかったため、分筆登記をして正常な所有権登記を行う。」</p> <p>譲受人は「以前に交換した土地の登記ができていなかったため、分筆登記をして正常な所有権登記を行う。」</p> <p>番号4、譲渡人、F、譲受人、G。</p> <p>所在地、能美町●●字○○、1筆。</p> <p>申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「以前に前所有者と交換した土地を新たな所有者に譲り渡す。」</p> <p>譲受人は「住宅と一緒に隣接する農地を取得したが、申請地について前所有者と交換していることが判明した。この度、分筆登記を行い申請する。」</p> <p>農地法3条の権利移動について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議長	3番と4番の案件につきまして、関係農業委員の久保田委員が欠席のため、事務局から説明をお願いします。
佐山書記	久保田委員、欠席のため事務局から説明いたします。本来なら、空き家付き農地の指定登録申請の時にやるべき申請でありましたが、申請者が農地を交換していたのを忘れていたため、このような申請となりました。全部事項証明書、公図を確認しましたが、間違いなく分筆登記されていました。また、4月18日に久保田委員、廣島推進委員、事務局長、兼平、佐山で現地確認を行いました。問題ありませんでした。よろしくをお願いします。
議長	他に質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号5、譲渡人、H、譲受人、有限会社I 代表取締役J。こちらは、農地所有適格法人です。

所在地、大柿町●●字○○、2筆。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「隣接する貸家を売却するに当たり、当該貸家の関係者と譲渡について合意が得られたので、有償で譲り渡す。」

譲受人は「自社耕作用の農地を探していたところ、譲渡人との合意が得られたため、有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適当であると思います。御審議をお願いします。

議 長 村上委員、お願いします。

村上委員 現地確認を河尾推進委員、事務局と行いましたが、問題はありません。よろしくお願いします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。以上で農地法第3条の審議を終わりました。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局は説明をお願いします。

兼平書記 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。  
令和4年4月28日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、K。

所在地、能美町●●字○○、1筆、地目、台帳、畑、現況、畑。

申請人は「相続により取得した当該農地に住宅を新築するため、申請する。」  
以上、御審議をお願いします。

議 長 本案件につきましても、久保田委員が不在でございます。事務局は説明をお願いします。

佐山書記 7月18日に久保田委員、廣島推進委員、猪垣事務局長、兼平、佐山で現地確認を行いました。問題はありませんので、よろしくお願いします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。以上で農地法第4条の審議を終わりにして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局は説明をお願いします。
兼平書記	<p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年4月28日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号1、譲渡人、L、譲受人、M。</p> <p>所在地、江田島町●●__丁目の1筆。</p> <p>申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外に居住しており、相続で取得した当該農地の適正な管理ができていなかった。この度、譲受人からの希望があったため、有償で譲り渡す。」</p> <p>譲受人は「江田島市への移住を計画しており、当該地を有償で譲り受け、新築住宅を建設する。」以上、御審議をお願いします。</p>
議長	私から説明します。特段、問題ございません。何か質問等ございますか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	<p>番号2、譲渡人、N 外2名、譲受人、株式会社O 代表取締役 P。</p> <p>所在地、能美町●●字○○、1筆。</p> <p>申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「所有者3名が高齢になって農地の適正な管理が困難なため、譲受人の希望により有償で譲り渡す。」</p> <p>譲受人は「会社事務所に隣接する土地なので、来客用駐車場13台分、運搬用トラック駐車場として利用するため、有償で譲り受ける。」以上、追認の案件です。御審議をお願いします。</p>
議長	田中委員、お願いします。
田中委員	事務局の説明のとおり間違いありません。よろしくお願いします。
議長	他に質問等ございませんか。

委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。以上で農地法第5条の審議を終わりました、議案第4号、空き家付き農地指定登録申請について、事務局は説明をお願いします。
兼平書記	議案第4号、空き家付き農地指定登録申請について。農地法第3条第2項第6号及び江田島市空き家に附属する農地の別段面積設定要領第4条の規定により、次のとおり指定登録申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年4月28日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号1、申請者、Q。 所在地、江田島町●●__丁目、1筆。 申請理由は「隣接する宅地及び家屋を一体として売却したいが、当該土地の面積が下限面積の1,000㎡を下回るため、空き家付き農地として申請する。」 空き家と農地は隣接する土地であるため問題はありません、以上、御審議をお願いします。
議長	山田委員、お願いします。
山田委員	事務局が説明したとおり空き家付き農地は、成立すると思います。農地が一段上にある土地で、空き家と農地は隣接していることで間違いありません。よろしくをお願いします。
議長	他に質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。空き家付き農地として登録することについて、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。以上で空き家付き農地の指定登録を終わりました、議案第5号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。
兼平書記	本案件の申請者に関係する方が、出席されていますのでS委員は、一時退席をお願いします。



S 委員、一時退席。

兼平書記

議案第 5 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和 4 年 4 月 28 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

今月は新規 3 件の申請となっています。

番号 1、2 は関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。

所在地、沖美町●●字○○、字○○○、所有者、広島市安佐南区○○、R、権利の種類、所有権。

設定を受ける者、沖美町●●、S、利用権の種類、賃貸借権、内容、花卉、始期、公告日の翌日、終期、始期から 10 年間。

番号 3、所在地、大柿町●●字○○、所有者、大柿町●●、T、権利の種類、所有権。

設定を受ける者、大柿町●●、U、利用権の種類、賃貸借権、内容、野菜、始期、公告日の翌日、終期、始期から 5 年間。以上、新規の案件が 3 件です。御審議をお願いします。

議 長 何か御質問等ございますか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。本計画の決定について賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で本計画を決定といたします。以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。日程第 5 の協議事項に移ります。事務局は何かありますか

S 委員着席。

兼平書記

少し時間がありますが、午後 3 時から本会場において農業委員・推進委員の合同会議がありますので、続けて御出席ください。よろしくをお願いします。

議 長 全日程が終了しましたので、本総会を終了させていただきます。ありがとうございました。